

国 指 定 中 海 鳥 獣 保 護 区
中 海 特 別 保 護 地 区
指定計画書
(環境省案)

平成 26 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

中海特別保護地区

(2) 特別保護地区的区域

鳥取県米子市彦名町と同市安倍と島根県安来市との接点を起点とし、同所から同所と島根県安来市島田町字幣島1420番地1の北端を結ぶ直線を南西に進み中海の平均水位（東京湾平均海面（T.P.）+0.2m）の水際線（以下「湖岸線」という。）から沖合50メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から湖岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線（以下「湖岸線から50メートル沖合線」という。）を西進し、十神山の北西端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結ぶ直線を北西に進み亀島埋立地東側湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を北西に進み同市赤江町字新武領3415番地50の北東端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と同町字新武領3415番地50の北東端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と飯梨川右岸河口を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同川右岸の堤防法線を南進し東赤江大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸の堤防法線との交点に至り、同所から同川左岸の堤防法線を北進し同川河口左岸に至り、同所から同所と同町字新武領3361番地37の北西端を結ぶ直線を西進し同所から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南進し同県松江市東出雲町揖屋字崎田2755番地の4の北西端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と同町錦浜476番地の北東端から湖岸線を195メートル南進した地点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を西進し意宇川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南西に進み同川右岸の水路との交点に至り、同所から北西に進み同川左岸の湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から同川左岸の湖岸線から50メートル沖合線を北東に進み同川河口左岸から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を北西に進み大橋川河口右岸から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と湖上の点（北緯35度27分14.1秒東経133度8分17.2秒）を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から同所と大橋川右岸から沖合100メートルの距離を置いて引いた線と中海大橋から河口側に50メートルの距離を置いて引いた線との交点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から中海大橋から河口側に50メートルの距離を置いて引いた線を北進し同川左岸の湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を東進し大井地区南東端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と大井地区南東端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し大井地区の水路との交点に至り、同所から同所と湖上の点（北緯35度27分39.3秒東経133度7分30秒）を結ぶ直線を南東に進み湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を北東に進み本庄護岸・防災道路整備区域南端の境界線を東に延長した線と本庄護岸・防災道路整備前の湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から本庄護岸・防災道路整備前の湖岸線から50メートル沖合線及び中海本庄環境護岸工事（本庄水辺の楽校）公園整備前の湖岸線から50メートル沖合線を北東に進み中海本庄環境護岸工事（本庄水辺の楽校）公園整備区域東端の整備前の湖岸線から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を北東に進み野原町国道431号線改良整備区域西端から同線改良整備前の湖岸線から50メートル沖合の点との交点に至り、同所から同線改良整備前の湖岸線から50メートル沖合線を東進し、同線改良整備区域北東端の整備前の湖岸線から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から

50メートル沖合線を北東に進み和名鼻突堤北端から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を北東及び南進し係留施設の湖岸線から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と和名鼻突堤南端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と江島の北西端を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と江島の北西端から沖合50メートルの点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南進し馬渡堤北端から沖合50メートルの点に至り、同所から馬渡堤北端の大根島方向50メートルの点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南東に進み馬渡堤南端から江島方向に50メートルの点に至り、同所から県道美保関八束松江線整備暫定湖岸線から50メートル沖合線との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から県道美保関八束松江線整備暫定湖岸線から50メートル沖合線を南西に進み大海崎堤北東端から大海崎方向50メートルの点と湖岸線から50メートル沖合線の交点に至り、同所から大海崎堤横断方向に引いた線と大海崎堤南東端から湖岸線から50メートル沖合線の交点を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を東進し馬渡堤南端の江島方向50メートルの点に至り、同所から湖岸線を北東に進み馬渡堤北端の大根島方向50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を東進し江島大橋南側から南東に50メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北東に進み湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南東に進み中海干拓地の西側湖岸線上との交点に至り、同所から同干拓地の西側湖岸線を南東に進み同干拓地東端に至り、同所から同所と鳥取県境港市夕日ヶ丘1丁目3629番地40の南端を結ぶ直線を北東に進み湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南東に進み同県米子市崎津住宅団地南端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と彦名干拓地北端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から同干拓地の西側湖岸線を南東に進み米子水鳥公園区域西端と沖祖岩東端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同所と同公園区域西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み同公園区域北端に至り、同所から同所と同市彦名町字乗越川三1952番地の南西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南東に進み彦名町埋立地西端に至り、同所から湖岸線を南東に進み同町と同市安倍との境界線と湖岸線の交点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域（大海崎橋、大海崎堤、手角ふるさと農道及び森山堤の湖岸線で囲まれた部分を除く。）及び鳥取県米子市と島根県安来市との境界線と湖岸線の交点から沖合50メートルの同境界線上の点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南東に進み鳥取県米子市旗ヶ崎2200番地2の南西端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と海上の点（北緯35度25分58秒東経133度18分22.4秒）を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から同所と湖上の点（北緯35度25分45.3秒東経133度19分2.7秒）を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と湊山公園区域北西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南西に進み同公園区域南西端に至り、同所から湖岸線の延長線を南西に進み同公園区域南西端から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南東に進み深浦橋西側の湖岸線から50メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を西進し錦海公園区域北西端から沖合50メートルの点に至り、同所から同所と同公園区域北西端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から湖岸線を南西に進み湖岸線と国道9号線との交点から沖合50メートルの点に至り、同所から湖岸線から50メートル沖合線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖であるため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域周辺部を含めた中海一帯では、約300種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約60,000羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもコハクチョウは毎年1,000羽以上が渡来し、日本の集団渡来地の南限でもある。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

中海鳥獣保護区で飛来数の多いキンクロハジロ、ホシハジロ及びスズガモは中海の水域全体を、またコハクチョウ及びオナガガモは浅場を、採餌の場として利用しているほか、飛来する水鳥のほとんどがねぐらや休息の場として広い範囲で水域を利用している。このように、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

1) 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始め、クロツラヘラサギ、オジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類等、地域の多様な鳥類相の保護を図るために適切な管理に努める。

2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。

4) 国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

5) 当該区域では、カワウが水産業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、保護管理に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 7,947 ha (8,043ha) ※

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	— ha (— ha)
農耕地	— ha (— ha)
水 面	7,908 ha (6,201ha)
その他	39 ha (1,842ha)

イ 所有者別内訳

国有地	— ha (1,812ha)
国有林	林野庁所管 — ha
	文部科学省所管 — ha
	国有林以外の国有地
農林水産省	— ha (1,812ha)
国土交通省	— ha (— ha)
地方公共団体有地	32 ha (— ha)
	都道府県有地 — ha (— ha)
	市町村有地等 32 ha (— ha)
私有地等	8 ha (31ha)
公有水面	7,907 ha (6,200ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別地区	— ha
		自然環境保全地域普通地区	— ha
自然公園法による地域	— ha	特別保護地区	— ha
		特別地域	— ha
		普通地域	— ha
文化財保護法による地域	— ha		

- ※ 1 中海干拓事業が終了したことから、農林水産省から国土交通省及び島根県に土地
 施設が移管され、所有者別面積が変更となった。
 2 面積は、精査により減少となった。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖の水域部分である。

イ 地形、地質等

当該区域は、水域面積が87平方キロメートルで、日本で5番目に面積の大きい湖である。元は海であった場所であり、弓ヶ浜砂州の発達等により閉鎖的な水域となった海跡湖である。水深は、最深部で8メートルで大部分は3から4メートルと浅い。

ウ 植物相の概要

当該区域は、塩分濃度が海水の約半分と高いことから、アオサ、アオノリ、ウミトラノオ、オゴノリ、ムカデノリ、カタノリ等の多種の海藻類が生育している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではコハクチョウのほか、マガン、キンクロハジロ、ホシハジロ等のガンカモ類、ハマシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、オジロワシ等の猛禽類等が58科302種確認されている。また、魚類ではスズキ、ボラ類、コノシロ等の生息が確認され、貝類ではホトトギスガイ、ムラサキイガイ、サルボウガイ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域の水産業被害は、カワウによる魚類等の捕食が報告されているが、農業被害は発生していない。近隣の干拓農地においては、ヌートリア、カラス類等による農作物への被害が報告されている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 46 本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 13 本 |
| (3) 案内板 | 11 基 |